

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和5年12月20日(水) 午前10時00分～午前10時45分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

### 2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2 番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3 番委員 井 上 孝 男

4 番委員 菱 木 俊 匡

5 番委員 秋 元 美 里

### 3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

文 化 部 長 菊 地 映 江

教育部副部長 栢 沼 教 勝

文化部副部長 湯 山 直 樹

教育総務課長 岡 田 夏 十

保健給食課長 竹 井 尚 久

教育指導課長 中 山 晋

生涯学習課長 田 村 直 美

図書館長 佐 次 安 一

教育指導課副課長 常 盤 敏 伸

教育指導課指導主事 鈴 木 孝 宗

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

### 4 報告事項

(1) 学校給食調理業務について (保健給食課)

(2) 酒匂中学校テニスコートにおける出火について (教育指導課)

### 5 議事日程

日程第1 議案第33号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

日程第2 議案第34号 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

日程第3 議案第35号 令和6年度教育指導の重点について (教育指導課)

日程第4 議案第36号 小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定について (教育総務課)

日程第5 議案第37号 小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則に

ついて

(教育総務課)

日程第6 議案第38号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

(教育総務課)

日程第7 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する  
条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条  
例)について

(教育総務課)

6 協議事項 小田原市高等学校等奨学金の支給について【非公開】

(教育指導課)

7 議事等の概要

(1) 柳下教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 11月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…3番 井上委員、4番 菱木委員に決定

---

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の日程に、報告事項(2)「酒匂中学校テニスコートにおける出火について」を追加したいと思っております。これに異議はございませんか。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、協議事項「小田原市高等学校等奨学金の支給について」は現在調整中の案件でありますので、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もありませんので、採決いたします。協議事項を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 協議事項は、非公開での審議といたします。

それでは、日程に従い、進めてまいります。

---

(4) 報告事項(1) 学校給食調理業務について

(保健給食課)

○保健給食課長 それでは私から御説明します。資料1を御覧ください。

1 経緯でございますが、令和5年11月8日に学校給食調理業務の受託事業者の株式会社寿食品から受託している町田小学校、下府中小学校、足柄小学校、芦子小学校4校について、同年12月末での給食事業撤退の申出がありました。それを受け、本市では事業を遂行することが困難とみられる事由と判断し、給食最終日となる12月21日限りで当該受託事業者との契約を解除といたしました。令和6年1月から3月までの給食提供については、緊急的な対応として、本市で給食調理業務の受託実績のある事業者のうち、事業の引き継ぎが可能と申出があった複数事業者による見積り合わせを行い、12月4日に契約を締結し、対象校の保護者に対しては12月5日には後継事業者が決定した旨の文書を送付いたしました。

また、新旧事業者の引き継ぎの中で、家庭の事情で退職される方を除き、従業員全員の雇用継続が決まった旨の報告を受けております。令和6年4月以降の給食調理業務については、今後入札を行い、契約の締結に向けて事務を進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

---

(5) 報告事項(2) 酒匂中学校テニスコートにおける出火について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から御説明します。資料3を御覧ください。

はじめに概要ですが、令和5年12月11日(月)18時30分頃に、小田原市立酒匂中学校のテニスコートで出火したというものでございます。

「3 経過」にありますとおり、近隣の方が発見し、119番通報をしてくださいました。学校職員にも連絡をいただき、学校に残っていた教職員が消火器で初期消火をしていたところ、消防車が到着、19時過ぎに鎮火いたしました。

火災による被害は、テニスコートにあった審判台が1台、防球ネットが2枚分です。併せて、松の木が5本ほど焦げていた外、周囲の下草が約80㎡ほど燃えていました。また、その他の被害として、テニスコートのネットが3枚切断されている状況でした。ネットについては、「7 関連する可能性のある事項」にありますとおり、その前週の12月8日(金)にも切断されているのが見つかっており、学校から警察に被害届を提出していました。

戻って、「6 学校の対応」でございますが、出火当日、21時に保護者連絡配信システム「さくら連絡網」により、全家庭に火災の発生を通知、翌12日(火)の登校後に全校集会を開いて生徒に状況を報告いたしました。

最後に、市内各小中学校に対しては、本件の内容を各校長あて通知するとともに、校内の安全対策について依頼をしております。具体的な再発防止策につきましては、原因等がはっきりした後、教育委員会としても考えてまいります。

私からの説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

---

(6) 日程第1 議案第33号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から説明いたします。

小田原市生涯学習センター本館における舞台照明器具の新設及び更新並びに小田原市生涯学習センター本館における器具の廃止等に伴い、小田原市生涯学習センター条例施行規則別表第2の1センター本館器具使用料について、所要の整備をするものです。一部改正年月日は、令和6年3月1日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(7) 日程第2 議案第34号 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について  
(図書館)

○図書館長 それでは私から説明いたします。

お手元の資料2ページ、議案説明資料を御覧ください。まず改正理由でございますが、図書館の利便性の向上を図る観点から図書館資料の貸し出しに個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用することができるようにするため改正するものです。次に内容につきましては、図書館の貸し出し券の交付を受けたものは、別に定めるところにより、個人番号カードの図書館資料の貸し出しを受けるための登録ができることとするものでございます。また、本規則の適用につきましては、令和6年2月1日とするものでございます。なお、本規則の改正に当たりましては、10月13日から11月13日までの期間、パブリックコメントを募集しましたところ、個人番号カードによる図書館資料の貸し出しについて2人の方から計5件の御意見及び御質問をいただきました。私からの説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(8) 日程第3 議案第35号 令和6年度教育指導の重点について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは、私から説明させていただきます。資料を御覧ください。

今回提案させていただく令和6年度版教育指導の重点と参考版として追加・変更点を赤字でお示ししています朱書き版をお配りしております。まず、教育指導の重点の左側3分の1

につきましては、学校教育における目指す子どもの姿「未来を創るたくましい子ども」と小田原市教育振興計画に定めている4つの基本目標、3つの基本姿勢、施策展開の5つの柱を示しています。こちらは従来と変更はございません。右側の3分の2が令和6年度の教育指導の重点となりますが、教育振興計画が令和9年度までの計画であることから今年度は特に大きな内容変更はせず、教育委員会及び各学校が具体的に推進の一部を実態に合わせて修正しています。それでは、主な内容について説明いたします。

教育指導の重点の中心に「社会力の育成」を掲げています。社会力とは、子どもたち一人ひとりが自分を輝かせて充実した人生を送り、より良い地域社会を創る力のことです。この社会力の育成のために「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「関わる力」の4つの柱を提示し、目指す姿と方向性を上段に色を付けて示しています。各項目の下段には、教育委員会及び各学校が具体的に推進していく内容を示していますが、追加・変更点を中心に御説明してまいります。

まず、「学ぶ力」ですが、日々の学習指導や学習評価においては、子どもを適切に見取り、伸ばす評価、日頃教育長が言われている「点から線の評価」を実践するとともに、令和6年度から全校展開を予定しているステップアップ調査等をエビデンスとした授業改善、小田原の豊かな素材を教材とした、探究的・創造的な学びの推進、デジタル教科書などのICTの積極的導入、外国とのオンライン交流を通じた多文化理解教育や外国語教育に資する取組を推進してまいります。

次に、「豊かな心」では、人権教育、道徳教育、インクルーシブ教育の推進に当たり、児童生徒一人ひとりに寄り添った粘り強い支援のほか、保護者や関係機関と連携した対応を一層重視してまいります。また、教職員は、児童生徒の良さや可能性を認め、伸ばし、児童生徒自ら主体的に成長発達することを理念とする「発達支持的生徒指導」の理解の促進、充実に努めてまいります。

次に「健やかな体」では、子どもの命、安全を守ることを最優先に対応することを大前提とし、運動の楽しさや喜びを味わうことのできる体育、スポーツ活動、地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材とした食育の充実に取り組んでいくとともに、生徒の活動を確保できるような部活動の在り方についても検討を進めてまいります。

最後に「関わる力」ですが、小田原の豊かな自然や産業、伝統文化などを題材として体験的に学び、社会に主体的に参画しようとする態度の育成のほか、防災教育に当たっては、自分を守る実践力と支援者としての意欲を高めるように努めてまいります。

以上4つの柱の下に教育課程の編成や教育活動全般にわたりベースとなる学習指導要領の基本方針や神奈川県教育指導の重点のうち、本市としても重要と捉えている3点、「社会に開かれた教育課程の実現」、そして「地域とともにある学校づくりの推進」、さらに「インクルーシブ教育の推進」について示しております。最後に最下段ですが、教職員に求める姿は変更なく、「教育への熱意を持った教師」、「豊かな人間性を備えた教師」、「組織人として機能する教師」としています。併せて、教職員の働き方改革の推進としてこれまでの取組を継続しつつ、教職員の行うべき業務の明確化やスクールサポートスタッフ等の有効な

活用を進めてまいります。なお、星印の取組は、学校評価の共通項目として設定しています。説明は以上でございます。

(質疑・意見等)

**○柳下教育長** 社会力の育成は、各学校にだいたい浸透してきていて、それぞれの学校の教育目標の元に入れてくれています。学校では、授業が中心なのですが、授業で大切なことは三つあると思っています。

一つ目は、それぞれの子ども個人と学習対象との関わりです。学習の本質をその子がしっかり捉えて、その学習の価値と対話をすることです。二つ目は、そこで得た自分の考えや思いを友達同士、比べ合ってお互いの考えや思いを高め合っていく、学び合うということです。三つ目は教師と子どもに関わりで、そういう関わりや学びができるように教師が指導する力を持つということです。そのために大事なのが「学ぶ力」でここに書いていただいている「子ども一人ひとりを適切に見取り伸ばす評価」。結果だけでなく、そこに至るまでの過程をしっかりと見取って、その子に応じた指導をしていって欲しいと願っています。

そして、もう一つ、国際社会で活躍する資質能力の育成のために、多文化理解教育や外国語教育を推進しますとありますが、今後子どもたちが大人になったときには、英会話ができないといけないと思っています。そのために、中学を卒業するときには簡単な英会話が小田原の子どもはできるようにお願いしたいと思います。

指導主事が各学校に行ったときにも同じように指導してもらいたいと思います。

**○井上委員** 「学ぶ力」のところに、デジタル教科書や学習支援ソフトなど、ICTを積極的に授業に導入しますという項目があります。今、小田原市も全国的にもそうですが、ICT利用による教育の支援がどんどん進んでいると思いますが、まだまだ小田原市ではこれからという感じがあります。授業を見ていても、先生方によっても利用の大きな差があると思うのですが、これから急激にICTの活用が進んでいく。それから設備の問題ももちろんあると思いますが、これから急激にICTの活用が進んでいく。それから設備の問題ももちろんあると思いますが、その辺も踏まえて、これから先生方の研修や授業を一斉に進めていくための計画は、具体的にどのようなになっていますか。

**○教育指導課長** ICTの推進につきましては、今、井上委員がおっしゃられたとおり、まず環境の整備と教職員の意識・資質の両輪だと思います。特に後者の教職員の研修につきましては、令和3年の導入時から各学校の推進役のITリーダーを中心に研修を行ったり、あるいは、全体への広報活動しながら全体のレベルアップを図っているところでございます。特に令和5年度につきましては、全教員が個別最適、つまりその子にあったICTの活用ができるようにということを目指しております。確実に全ての教員が目標を全て満たしているとは言えないですが、そのような目標を持ちながら各教員にも指導・指示をしているところです。

**○益田委員** 語句のことなのですが、「豊かな心」の最後に「発達支持的な生徒指導」とありますが、「発達支持的」とはどういう意味でしょうか。

**○教育指導課指導主事** 令和4年12月に文部科学省の「生徒指導提要」が改訂されました。この中の「生徒指導の基本的な姿勢、基本的な構造」で、事後処理的な生徒指導というよりも、日頃の教職員、児童生徒の関わりの中から「こういうことはしてはいけない」、「こうい

うことをすると人の役に立つ」というようなことを教職員は積極的に周知し、発信していくようにとの考えが示されました。そのようなことを指導に活かしてほしいということで文言修正をしています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(9) 日程第4 議案第36号 小田原市新しい学校づくり推進基本方針の策定について

(教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、御説明申し上げます。

新しい学校づくり推進基本方針については、令和4年4月に新しい学校づくり検討委員会に諮問し、延べ11回の検討委員会において御議論いただいたほか、令和4年7月から9月にかけて、保護者、教職員、地域関係者を対象としたアンケートを、また令和5年10月13日から11月13日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様や関係者の方々からの御意見を踏まえ、このたび、12月8日に、新しい学校づくり検討委員会の内山副委員長から、答申が提出されました。

この答申を踏まえ、お手元の小田原市新しい学校づくり推進基本方針（案）のとおり、取りまとめましたので冊子を御覧ください。

1 ページを御覧ください。第1章として、「新しい学校づくり推進事業」を実施するに至った経緯や小田原市及び教育委員会の他の計画との関連についてまとめております。

2 ページを御覧ください。基本方針策定の目的と構成をまとめております。基本方針は、新しい学校づくりをどのように進めていくかの羅針盤となるもので、学校を取り巻く現状と課題や、本市の教育の目指す姿を踏まえ、子供たちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示すことを目的としております。

6 ページを御覧ください。第3章として、本市が目指す教育の姿についてまとめております。「第2期 小田原市教育大綱」及び「第4期 小田原市教育振興基本計画」の主旨を踏まえ、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育ていくことを、本市が目指す教育の姿として示しております。

7 ページを御覧ください。本市が目指す学校教育と実現に向けた基本的な考え方についてまとめております。これまで本市が取り組んできた小田原ならではの学びをより充実させていくことを前提とし、ICT等の先端技術の高度化や社会情勢の変化に対応していくとともに、学校施設の老朽化や教職員の働き方改革などの学校現場の課題にも対応していくものです。

8 ページを御覧ください。第4章として、本市が目指す教育の姿を体現する「新しい学校」がどのようなものか、ということについてまとめております。

「新しい学校」は、本市が目指す学校教育とその取組を推進し、全ての子供たちの可能性を引き出し、「社会力」を育む学びを実現できるよう、多様な教育活動を支える場として、柔軟

で創造的な学習・生活空間も提供してまいります。加えて、これまでの学校という場を、生涯にわたる「みんなの学びの場」に再構築し、共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を育む空間としていきます。また、実現に向けたプロセスでは、地域の方に広くご参加いただきながら、地域ごとの「新しい学校」を考える機会を丁寧な設け、幅広く議論する必要があるとしております。

9ページから10ページにかけては、「10年後の新しい学校」のイメージを、また11ページから47ページにかけては、『新しい学校づくり』を実現するための検討事項をまとめておりますが、9月の教育委員会定例会において御説明した素案から大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

最後に48ページを御覧ください。第6章として、今後の検討に向けたプロセス等をまとめております。基本方針を策定した後は、基本方針を具体化していくためのステップとして、地域の学校配置の将来像をまとめる「新しい学校づくり推進基本計画」と、改築・長寿命化改修時の指針として、学校施設の機能水準等をまとめる「新しい学校づくり施設整備指針」の検討・策定作業に入ります。スケジュールについては、49ページ下の図のとおりとなっております。

基本方針につきましては、本定例会で確定後、令和6年1月から2月にかけて、市内4つの会場で説明会を行う予定です。また、保護者や学生等を対象とした意見交換会等を実施し、今後の検討につながるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(10) 日程第5 議案第37号 小田原市新しい学校づくり検討委員会規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは御説明申し上げます。

お手元の議案書の2ページの議案説明資料を御覧ください。

初めに、改正理由ですが、新しい学校づくり検討委員会において、今後「新しい学校づくり施設整備指針」を検討していくにあたり、臨時委員の委嘱等及び部会を設置することに関し必要な事項を定めるため、改正をするものです。

臨時委員の委嘱につきましては、新しい学校づくり検討委員会の調査審議事項に関係のあるもののうちから必要に応じて臨時委員を委嘱、又は任命することができることとし、臨時委員の任期は、当該調査審議が終了したときまでとしております。

また、部会の設置につきましては、検討委員会に部会を設置することができることとし、運営について必要な事項を定めることとしております。



資料の2ページの最後にございますとおり、この規則は、公布の日から適用するものでございます。

なお、3ページ・4ページに新旧対象条文を添付してございますので、御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(11) 日程第6 議案第38号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。

お手元の議案書を御覧ください。

先ほど御説明した「小田原市新しい学校づくり検討委員会規則」第4条及び第7条の規定に基づき、「新しい学校づくり施設整備指針」の検討に係る部会を設置するにあたり、次ページの委員名簿に記載のとおり、学校建築に精通した臨時委員として、東北芸術工科大学デザイン工学部教授の竹内昌義氏を委嘱いたしたく提案するものです。

竹内氏は、木材活用や環境・エネルギーに配慮した建築設計を専門としており、酒匂小学校の学校木質化の設計を手掛けた株式会社 みかめぐみの共同代表でもあります。長野県教育委員会が令和2年度に策定した、県立学校施設のあるべき姿について考える「長野県スクールデザイン2020」の検討に柳澤委員長とともに参画しており、柳澤委員長から御推薦をいただいたものでございます。

なお、参考資料として、新しい学校づくり検討委員会の委員名簿を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(12) 日程第7 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る条例議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

別紙の3ページ目を御覧ください。

常勤の特別職職員の期末手当につきましては、例年、国の指定職給料表の適用を受ける職員の期末手当を基準として支給割合の改定を行っているところでございます。

この度、令和5年度の人事院勧告どおりに国家公務員の給与改定を行う改正法が、国会で成立、11月24日に公布されましたので、この条例は、これに準じた改定を行うものでございます。

具体的な〔内容〕といたしましては、令和5年度は、常勤の特別職職員の12月期の期末手当の支給割合を100分の157.5から100分の167.5に、0.1か月分引き上げ、令和6年度以降は、この0.1か月分を6月期と12月期に分け、それぞれ100分の162.5とするものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

**○柳下教育長** 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員、又は事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

**○柳下教育長** ないようですので、これより非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

---

(13) 協議事項 小田原市高等学校等奨学金の支給について【非公開】 (教育指導課)

**○教育指導課長** それでは、私から御説明いたします。

資料2 小田原市高等学校等奨学金の支給についてを御覧ください。

本市では、市内在住の高等学校等に通学する生徒を対象とした奨学金制度を運用していますが、奨学金の申請をお考えの方に受給資格を分かりやすくお示しすることにより、必要と

する方に適切に支給できるよう、「2 改正する規則」に記載の小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容につきましては、「3 改正の内容」を御覧ください。

奨学金の受給資格のうち、学業に関する要件について、学業成績を重視する規定から、学習意欲を重視する規定に改め、向上心のある生徒が躊躇することなく申請できるようにしようとするものでございます。

「4 今後の予定」につきましては、令和6年1月15日から2月13日までの間、パブリックコメントを実施した後、3月に改正を行い、4月1日に施行する予定としております

以上で説明を終わります。

(質疑・意見等)

**○井上委員** 学習意欲があり、今後学力の向上が期待できるとありますが、非常に抽象的です。具体的に何をもって判断するのでしょうか。

**○教育指導課副課長** 学習意欲の確認の仕方について御質問がありました。支給申請に当たりますには添付書類としまして、現在もそうですが、通学する高校等の校長の作成する推薦書を求めておりまして、そちらにその旨の記載をしていただくことで確認をするものです。

**○益田委員** 実際に何人ぐらいがこの奨学金をもらっているのでしょうか。

**○教育指導課副課長** 令和5年度の実績ですと、受給者は88名でございます。

(その他質疑・意見等なし)

---

8 柳下教育長閉会宣言

令和6年1月31日

柳下教育長

署名委員（井上委員）

署名委員（菱木委員）